

近畿税理士会天王寺支部懇談会

日 時：令和8年6月10日(水) 10:00～11:00

場 所：天王寺税務署 2階 会議室

稅務署長挨撈

支部長挨撈

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

1 税理士業務の実態確認について

昨年同様、9月以降に原則書面で実施予定

2 令和8年7月10日以降に新たに内部事務センター化の対象となる税務署について (別添1「大阪国税局からのお知らせ」)

令和8年7月10日以降、税務署における内部事務の効率化等、納税者利便の向上などを旨とし、今後天王寺税務署を含めて、全税務署がセンター化の対象となる予定

3 租税教室について

租税教室開催希望状況(5月末現在)

	校数	外部講師	学校先生	開催なし
小学校	8	8	0	0
中学校	9	3	5	1
高等学校	12	1	9	2

※ 希望した11学校(予定含む)に対し、税理士による租税教室を順次開催

※ 上記ほか専門学校に2校開催予定

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

4 令和8年度 税の作文募集について

中学生の「税についての作文」及び「税に関する高校生の作文」の募集を開始
近畿税理士会天王寺支部長賞の表彰及び最終選考へのご協力をお願い

※ 作文表彰式の開催予定日: **令和8年12月10日(木)**

5 租税教育推進協議会・定期総会について

租税教育推進協議会の定期総会について、書面審議で開催

6 国税システムの更改について(重要)

国税庁では、**令和8年9月24日**に国税システムの更改を予定

- ・ 申告書等の様式変更
- ・ 納付書等の変更

※ 国税庁ホームページ「国税システムの更改」について
リンク: [国税システムの更改について | 国税庁](#)



国税庁

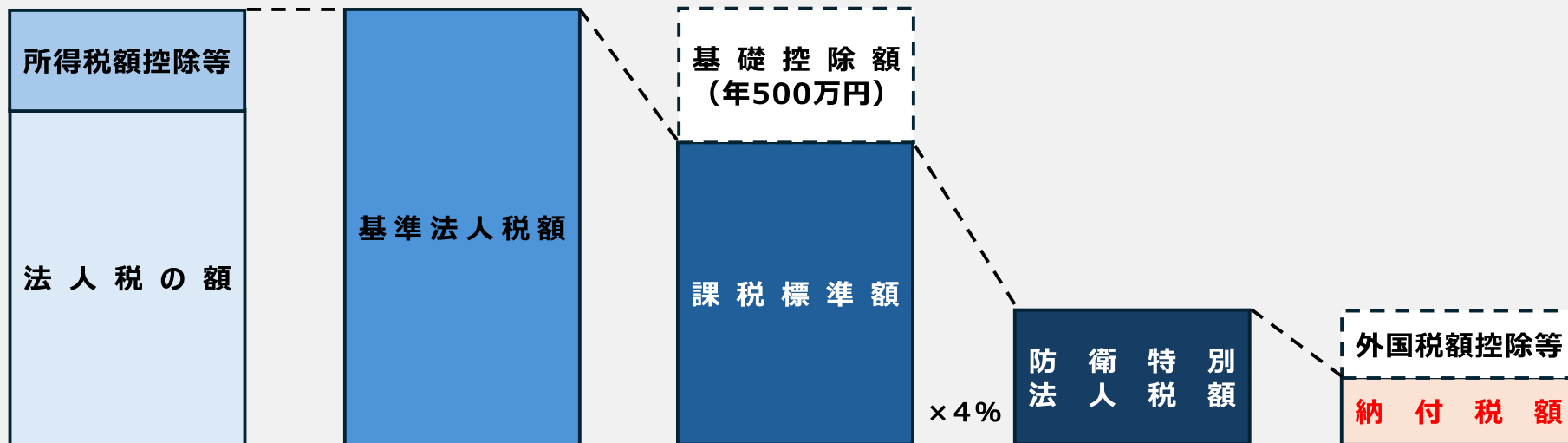
防衛特別法人税に係る納付方法等について

国税庁 管理運営課
令和 8 年 4 月

1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

- 令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）（令7改正法）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。
- これに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度から、法人税・地方法人税に加えて防衛特別法人税の申告・納付が必要となります。
- 新たな税目追加に伴う申告・納付に係る各種システム開発が必要であるところ、防衛特別法人税に係るシステム修正は、令和9年5月を予定しています。
- そのため、システム修正までの間、防衛特別法人税における電子納税等については、次頁以降の暫定的な納付方法でご対応いただきますようお願いいたします。
- なお、暫定的な納付方法は、令和8年4月1日以後開始事業年度の法人のうち、令和9年5月のシステム修正までの間に納付を行う法人（例えば、新たに設立された法人、決算期変更を行った法人など）が対象となります。

《防衛特別法人税（イメージ）》



1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

1 キャッシュレス納付（e-Taxからの納付）

- 令和9年5月までは、e-Taxで申告書を送信後にメッセージボックスに防衛特別法人税に係る「納付区分番号通知」が格納されないことから、「納付情報登録依頼」から以下の内容を入力いただき、「納付区分番号通知」を作成の上、納付をお願いします。
 - ・ 税 目：法人税（グループ通算法人の場合：法人税（通算））
 - ・ 申告区分：その他
 - ・ 本 税：防衛特別法人税の額
- なお、e-Tax（Web版）では、e-Taxで申告書を送信後にメッセージボックスに格納される「受信通知」から簡易に防衛特別法人税の「納付情報登録依頼」が作成される機能を提供します。

【受信通知からの納付情報登録依頼の実施（イメージ）】

【受信通知画面】

①

【納付情報登録依頼画面】

②

③ メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から、各種納付手段を選択し、納付を行います。

- ① 防衛特別法人税の申告書(税額有)を送信した際に届く「受信通知」の備考欄下部に、防衛特別法人税の説明が記載されていますので、その文面の「こちら●」をクリックします。
 - ② 「税目」、「課税期間」、「申告区分」及び「本税」情報を引き継いだ状態で、「納付情報登録依頼」画面が表示されますので、内容を確認した上で、「送信」ボタンをクリックします。
 - ③ メッセージボックスに防衛特別法人税の「納付区分番号通知」が格納されますので、納付手段^(※)選択し、納付を行います。
- (※) 「ダイレクト納付」、「インターネットバンキング」、「クレジットカード納付」、「スマホアプリ納付」が選択可能です。

1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

2 キャッシュレス納付（e-Taxを経由しない納付）

➤ 令和9年5月までは、インターネットバンキング（入力方式）やクレジットカード納付（国税庁ホームページから納付）を利用して納付行う場合は、以下の内容を入力いただき、納付願います。

① インターネットバンキング（入力方式）

インターネットバンキング（入力方式）で納付する場合、次の「税目番号」、「申告区分コード」を使用し「納付区分（納付目的コード）」を作成してください。

- ・ 税 目 番 号：「030」
- ・ 申告区分コード：9（その他）

※ 「収納機関番号（00200）」、「納付番号（利用者識別番号）」、「確認番号（納税用確認番号）」は従来どおりの内容を入力してください。

《記載例》 事業年度（令和8年4月1日から令和8年12月31日）確定申告分の納付区分（納付目的コード）

税目番号
「030」

+

申告区分コード
「9」

+

元号コード
「5」

+

課税期間
「080401」

=

「03095080401」

② クレジットカード納付（国税庁ホームページから納付）

- ・ 税 目：法人税（グループ通算法人の場合：法人税（グループ通算・連結））
- ・ 申告区分：その他

《記載（イメージ）》

納付内容

「源泉所得税及復興特別所得税」について、税務署からの納税の告知を受けていない方(納税告知書が届いていない方)は、こちらから手続きを行うことはできません。詳しくは源泉所得税(徴収高計算書)についてよくある質問をご確認ください。

納付税目

必須

法人税

課税期間（自）

必須

令和

8

年

4

月

1

日

課税期間（至）

必須

令和

8

年

12

月

31

日

申告区分

必須

その他

本税

円

1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

3 グループ通算法人に係る一括ダイレクト機能（一括納付情報登録依頼）から納付する方法

- 令和9年5月までは、e-Tax(Web版)の一括ダイレクト機能を使用して、グループ通算法人に係る防衛特別法人税の納付を行う場合は、以下の手順で納付願います。

(手順)

- ① e-Tax(WEB版)の「一括納付情報登録」メニューを起動します。
- ② 通算グループ整理番号、事業年度（自）、（至）を入力の上、申告区分は「その他」を選択し、「抽出実行」ボタンをクリックします。
- ③ 「法人税（通算）」欄に防衛特別法人税額を、「地方法人税（通算）」欄に「0」を入力し、「一括納付情報登録」ボタンをクリックします。
- ④ その後、「申告・申請・納税」メニューの「グループ通算 一括納付情報照会・納付」から納付手続きをお願いします。

【一括納付情報登録依頼（イメージ）】

① 申告区分に「その他」を選択します。

(参考)CSVファイルをアップロードする場合
○ 入力の場合と同様に、以下の情報のCSVを作成し、アップロードします。

- ・ 申告区分 : 「9（その他）」
- ・ 「納付金額（法人税（通算）」 : 防衛特別法人税額
- ・ 「納付金額（地方法人税（通算）」 : 0

② 法人税（通算）欄に防衛特別法人税額を入力し、地方法人税（通算）欄には「0」を入力します。

③ 「申告・申請・納税」メニューから、納付手続きを行います。

1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

4 納付書で納付する方法

- 令和9年5月までは、納付書で防衛特別法人税を納付する場合、以下のとおり記載の上、納付願います。

- ① 税目番号 … 「030」を記載（グループ通算法人の場合は「032」を記載）
- ② 税目 … 「防衛特別法人税」を記載（グループ通算法人の場合も同様）
- ③ 納期等の区分 … 課税事業年度を記載
- ④ 申告区分 … 該当する申告区分に○を記載
- ⑤ 徴定順位 … 「50」を記載

注1 徴定順位は、国税側で法人税と防衛特別法人税を判別するためのものです。記載されなかった場合でも納付は可能ですが、確認のため業務センター・税務署から連絡を差し上げることがあります。

2 税務署で防衛特別法人税に係る納付書を請求した場合は、上記①、②及び⑤を記載した納付書を交付します。

《記載（イメージ）》

(納付書) 領収済通知書 (記入例) 〒1234567890

国税 収納金 32609

納付番号 08 030

納付先 麹町 納付額 00031017

納付日 01 23 45 67

① 防衛特別法人

住所(所在地) 東京都千代田区霞が関3-1-1

氏名(法人名) 株式会社 国税庁

カブシキガイシャ コクゼイチョウ

② 納付金額 1234500

③ 延滞税 50

④ 合計額 ¥1234500

⑤ 印鑑欄

2. 猶予の申請方法とダイレクト納付による分割納付の手続について

防衛特別法人税について、納税の猶予、換価の猶予又はダイレクト分納を利用する場合は、税目に「法人税」又は「法人税（通算）」を、申告区分に「その他」を、それぞれ選択してください。

《画面（イメージ）》

【猶予申請】

納付すべき国税の入力

納税の猶予を申請する国税の情報を入力してください。

税目

税目を選択してください。必須

法人税

課税期間・申告区分・納期限

年度、課税期間、申告区分、納期限を選択してください。

■年度

選択（元号） 選択（年）

■課税期間（自）

選択（元号） 選択（年）

■申告区分

その他

■納期限

選択（元号） 選択（年）
選択（月） 選択（日）

税目に「法人税」又は「法人税（通算）」を選択する。

申告区分に「その他」を選択する。

【ダイレクト分納】

納付する国税の追加

税目

法人税

課税期間・申告区分

課税期間、申告区分を選択してください。
※「納期限」は、本日から1か月後の日付までが入力可能です。

■課税期間（自）必須

令和 3年 1月 1日 から

■課税期間（至）必須

令和 3年 12月 31日 まで

■申告区分 必須

その他

■中間区分

選択してください

■中間納付回数

選択してください

■納期限 必須

令和 4年 3月 31日

※自動表示後の納期限が異なる場合は、修正をしてください。特に期限後申告、修正申告の場合は、自動表示後の修正が必要です。

■納付の順位を指定

選択してください

税目に「法人税」又は「法人税（通算）」を選択する。

申告区分に「その他」を選択する。

3. 納税証明書の交付請求について

- e-Taxによる納税証明書の交付請求については、令和9年5月にシステム修正予定となりますので、それまでの間においては、書面によりお願いします。
- e-Taxによる納税証明書の交付請求に際し、代理人が作成する電子委任状については、令和9年5月に様式が変更される予定です。

つきましては、令和9年5月以降に代理人がe-Taxを利用して納税証明書の交付請求を行う場合は、新様式の電子委任状をご利用くださいますようお願いいたします。

（参考：納税証明書に係る電子委任状作成コーナー）

[https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF WEB OP/WP000/FCSETE010/SETES010SCR.do](https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF_WEB_OP/WP000/FCSETE010/SETES010SCR.do)

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

○ 期限内納付のお願い

- 個人・法人に関わらず、特に消費税の期限内納付のための納税資金の確保について、未利用の方は特に**ダイレクト納付や振替納税など**
便利な納税方法のご指導をお願い
- インボイス発行事業者の登録を受け、初めての消費税を申告される方の**納付資金の確保**のご指導をお願い

別添2 「消費税の期限内納付のために 計画的な納税資金の積立てを！」

別添3 「税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！」

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

1 令和7年度の記帳指導事務について

- ・ 指導対象者の記帳状況に応じたご指導ありがとうございました。
- ・ 令和8年度も会計ソフト12人、個別6人の予定、引き続きの協力を依頼

2 令和9年1月以降の源泉徴収票提出方法の変更について

- ・ 給与支払報告書を市区町村へ提出すれば、税務署へ源泉徴収票を提出したとみなされ、源泉徴収票の税務署への提出は不要
- ・ 給与支払報告書はeLTAX(エルタックス)を利用して提出すると提出先市区町村へ自動的に振り分けられ、書面等での提出に比べ、コストや事務負担を大幅に削減

別添4 「源泉徴収票の提出方法が変わります」

別添5 「住民税の特別徴収通知の受取方法が変わります」

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

3 調査等におけるオンラインツールの利用について

大阪国税局から近畿税理士会への説明あり(6月5日(金))

次の資料(調査におけるオンラインツールの活用)については

日税連HP(会員専用ページ)に掲載予定

日税連HP掲載イメージ画像→



※ その他資料については以下のリンク先(国税庁HP)を参考にしてください。

(リンク:[税務行政におけるオンラインツールの利用について | 国税庁](#))

(リンク:[税務行政におけるオンラインツールの利用に関するQ&A\(令和8年6月\)\(PDF284KB\)](#))

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門(資産))

4 相続税e-Taxの利用状況

- ・ 令和8年3月末現在

別添6「税理士の皆さまへ 相続税e-Taxをご利用ください」

5 令和8年分の路線価図等の公開日について

令和8年7月1日(水)午前11時に国税庁ホームページにおいて公開する予定です。

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

- 1 源泉所得税のダイレクト納付について
別添7「はじめてみようキャッシュレス納付(徴収高計算書の送信・ダイレクト納付編)」
- 2 税務調査の際の事前データ取得について
- 3 添付書類も含めたe-Tax(ALL e-Tax)の推進について
別添8「法人税の電子申告は4社に3社がALL e-Taxです！！」

支部提案議題

1 支部定期総会の開催について

2 夏期研修会の開催について

3 その他

大阪国税局からのお知らせ

税務署における内部事務（申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送など）の効率化・高度化、納税者利便の向上等を目指し、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「大阪国税局業務センター室」（センター）を設置しています。（所在地や管轄税務署等については裏面を御覧ください。）

※ 本取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。
つきましては、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

センターへの申告書・申請書等の提出

皆様から御提出いただいた申告書・申請書等の処理は、原則、センターで行うこととなります。

- 書面により申告書・申請書等を提出する場合は、**センターへ直接郵送**願います。（郵送による提出先となるセンターの所在地は、裏面の表のとおりです。）

※ 1 書面の申告書・申請書等の書類を、**センターへ直接持ち込むことはできません。**

※ 2 所轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出も可能ですが、センターへ転送後に処理することとなりますので、処理にお時間をいただく場合がございます。

- 令和7年1月から、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。**

申告書等を書面で提出する際は、**申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）**していただきますよう、お願いします。

詳細はこちら ▶



- 申告書・申請書等を提出する場合は、**便利な「e-Tax」の利用をご検討ください。**

※ e-Tax(データ)により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。

e-Taxでの提出をご検討ください！

センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

※ **センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。**

従来どおり税務署で行うもの

納税証明書の交付

納税証明書を郵送で請求される場合は、封筒に「納税証明書交付請求書在中」と明記の上、所轄税務署へ送付をお願いします。

なお、便利なオンライン請求のご利用をお願いします。

面接による相談等の窓口対応

所轄税務署に相談日時を電話予約の上、来署をお願いします。

※ 国税に関する質問は、国税庁ホームページ「チャットボット」や「タックスアンサー」がご利用いただけます。

また、電話による税務相談は、国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）等をご利用の上、電話相談センターにお問合せください。

現金による国税の納付

自宅やオフィスから納付可能なキャッシュレス納付もご利用いただけますので、是非ご利用をお願いします。



センターの所在地等

センター名称(現状)	郵送による提出先	郵便番号	対象署
令和8年7月10日(金)以降の名称			
大阪国税局業務センター 大阪国税局東淀川業務センター	大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 東淀川税務署内	532-8548	大阪福島税務署・浪速税務署・西淀川税務署 東成税務署・東淀川税務署・北税務署・大淀税務署
大阪国税局業務センター大手前分室 大阪国税局大手前業務センター	大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館 ※ エリア別に郵便番号を分けておりますので、所轄税務署に対応する郵便番号をご記載ください。	540-8542 【大阪①エリア】 540-8543 【大阪②エリア】	西税務署・港税務署・住吉税務署・東住吉税務署 西成税務署・東税務署・南税務署 岸和田税務署・泉大津税務署・泉佐野税務署 富田林税務署
大阪国税局業務センター神戸分室 大阪国税局神戸業務センター	神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポートアイランド出張所内	650-8540	灘税務署・兵庫税務署・長田税務署・須磨税務署 神戸税務署
大阪国税局業務センター阪神分室 大阪国税局阪神業務センター	尼崎市若王寺3丁目11番46号 ※ エリア別に郵便番号を分けておりますので、所轄税務署に対応する郵便番号をご記載ください。	661-8521 【京都エリア】 661-8522 【兵庫①エリア】 661-8523 【兵庫②エリア】 661-8524 【奈良エリア】 661-8525 【和歌山エリア】	福知山税務署・舞鶴税務署・宇治税務署・宮津税務署 園部税務署・峰山税務署 尼崎税務署・洲本税務署・芦屋税務署・伊丹税務署 相生税務署・豊岡税務署・加古川税務署・龍野税務署 西脇税務署・三木税務署・社税務署・和田山税務署 柏原税務署 奈良税務署・葛城税務署・桜井税務署・吉野税務署 和歌山税務署・海南税務署・御坊税務署・田辺税務署 新宮税務署・粉河税務署・湯浅税務署

税務署の内部事務のセンター化（行政指導等の一部の集約処理）

大阪国税局管内全署の行政指導（照会文書等の発送等）の一部を集約処理するセンターを下記の表のとおり設置しています。
《センターの名称等》

センター名称（現状）	令和8年7月10日(金)以降の名称	担当事務
大阪国税局業務センター大阪福島分室	大阪国税局阪神業務センター大阪福島コール担当	・資料情報及び個人課税事務 ・資産課税事務
大阪国税局業務センター西淀川分室	大阪国税局大手前業務センター西淀川コール担当	・法人課税及び間接諸税事務
大阪国税局業務センター南分室	大阪国税局東淀川業務センター南コール担当	・資料情報及び個人課税事務
大阪国税局業務センター長田分室	大阪国税局神戸業務センター長田コール担当	・資料情報及び個人課税事務

税務署の内部事務のセンター化の拡大

令和8年7月10日(金)以降、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署が拡大され、全署がセンター化となります。詳細は以下のとおりです。

センター名称	対象署
大阪国税局東淀川業務センター	天王寺税務署・生野税務署・阿倍野税務署
大阪国税局大津業務センター【新設】	大津税務署・彦根税務署・長浜税務署・近江八幡税務署・草津税務署・水口税務署・今津税務署
大阪国税局城東業務センター【新設】	旭税務署・城東税務署・枚方税務署・門真税務署・東大阪税務署
大阪国税局大手前業務センター	堺税務署・豊能税務署・吹田税務署・茨木税務署・八尾税務署
大阪国税局阪神業務センター	上京税務署・左京税務署・中京税務署・東山税務署・下京税務署・右京税務署・伏見税務署 姫路税務署・明石税務署・西宮税務署

消費税の期限内納付のために **インボイス発行事業者の方必見!**



計画的な納税資金の積立てを!

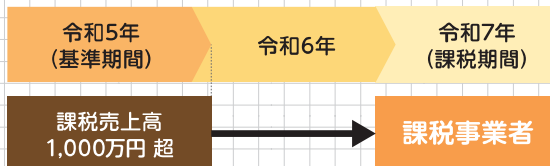
Point

消費税の確定申告が必要な事業者とは?



基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、**インボイス発行事業者の登録を受けた方は、**
基準期間の課税売上高が**1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!**

Point

計画的な納税資金の積立てには**予納ダイレクト**が便利です!

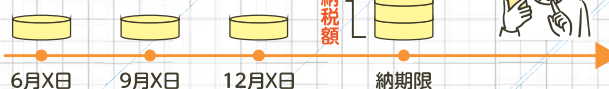
Q.予納ダイレクトとは?

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

定期的に
均等額を
予納すると...

最後の納付が
少なくて済んだよ!

差額も
ダイレクト納付!



予納ダイレクトのメリット

- 申告時に**一括で納税資金を準備する負担を軽減**
- 延滞税等、納付が遅れた場合の**リスクを回避**

定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

サイトと動画でもっと詳しく!

詳しくは、
国税庁ホームページへ

YouTubeでも
紹介しています!

確認しながら
作業ができる!

「計画的な納税
(資金の積立て)を
検討されている方
(予納ダイレクト)へ



ダイレクト納付を
利用した予納と分割
納付のご紹介▶



納税額・積立額の
目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、農林漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業)(第2種事業)		農林漁業(左記に該当するものを除く)など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に對する納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
年間課税売上高	各月売上高	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和7年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、**約1.7万円**になります。

Point

インボイス発行事業者の方へ!

『2割特例』ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

●計算イメージ

$$\text{売上げの消費税額} - (\text{売上げの消費税額} \times 80\%) = \text{売上税額の2割 納付する税額}$$

仕入れや経費の消費税額

●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500 万円	50 万円	10 万円	0.9 万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

詳しくは、国税庁ホームページへ



「消費税 2割特例
特設ページ」へ



インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター
TEL0120-205-553
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に
関する各省庁等の
相談窓口一覧



選べる便利な
納付方法はこちら!

納税はキャッシュレス納付

＼ 納付書不要で納付できます! /

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネット バンキング等による 電子納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	e-Taxで申告後、e-Taxを経由して、「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、納付する方法

詳しくは、国税庁
ホームページへ



※申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書を送付することはありません。

YouTube

でも紹介しています!

使うと便利!

キャッシュレス
納付方法のご案内



Point

納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。
税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、国税庁
ホームページへ



Point

マイナンバーカード及び電子証明書の期限にご注意ください!

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続きやマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続きをお願いします。

詳しくは、
デジタル庁公式note



税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！

課税期間当初

中間申告や予定納税など、今期の納税手続をお知らせください！

期中において

計画的な納税資金の準備について、ご指導をお願いします！

確定申告前

早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします！

課税期間の当初における納付指導

☐ 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 予定納税基準額が 15 万円以上の場合。

☐ 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 前期の法人税が 20 万円超、消費税が 48 万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
- ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

☐ 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。

- ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が 48 万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。

☐ ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。

- ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

期限内に納税が難しい場合は・・・



国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

□ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額（見込）を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ ダイレクト納付については、e-Tax で申告等データを送信する際に必要事項をチェックするだけで、納付手段が可能な「自動ダイレクト」の利用を開始しましたので、併せてご活用ください。

□ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期 限 内 に 納 税 が 難 し い 場 合 は . . .

期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



国税庁

令和9年1月から

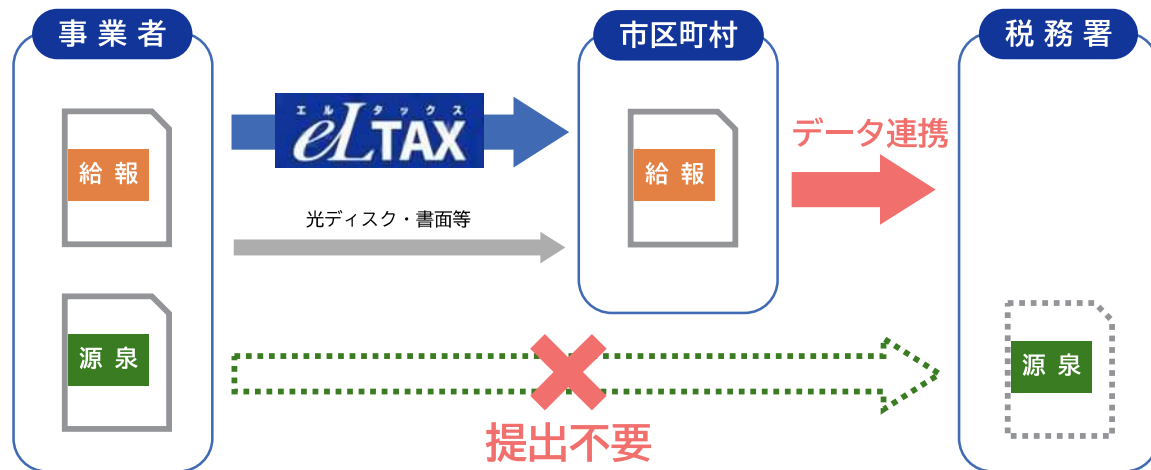
源泉徴収票の提出方法が変わります

改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、**事業者の提出事務の負担軽減を目的**として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、**税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ**、それに伴い、**提出範囲が給与支払報告書と同じになります**。

つまり・・・

給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、
 **源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！**



給与支払報告書の提出は **eLTAX** で、業務負担を大幅軽減！



提出先が多すぎて、手間もコストもかかって大変です・・・！



どうしてももっと効率的に提出できますか・・・？



を使えば、**各市区町村へ自動振り分け提出！**



国税庁



総務省



地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

裏面もお読みください

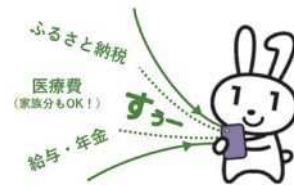
まだまだあります！ **eLTAX** で提出するメリット！

✓ **個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受けとれます！**
従業員への**配付・郵送コストを削減**することができ、**業務のペーパーレス化**につながります。

✓ **従業員の確定申告がさらに便利に！**

令和9年1月以降、給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合
マイナポータル連携により**給与所得の情報が自動で入力**されるため
入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降 **eLTAX** が便利になります

✓ **サービス提供時間の拡大** 24時間365日電子申告・電子納付等ができます！※

※メンテナンス時間を除く

✓ **GビズIDログイン機能の実装** eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、以後はGビズIDでログインできます！

Q & A

Q この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

A 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。

※ 法令上、年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票は退職の日以後1か月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取扱いにより翌年1月末までにそのほかの源泉徴収票とまとめて提出してよいことになっています。したがって、令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても令和9年1月1日以後にそのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、「令和9年1月1日以後に提出すべき」として、この改正が適用されます。

Q 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。

※ ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q 従業員が給与情報のマイナポータル連携を利用できるようにしたいです。
これまででは、e-Taxで「給与所得の源泉徴収票」を提出していましたが、今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出することにしても問題ありませんか？

A **eLTAX** で提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、問題ありません。光ディスクや書面等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。

(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)

※ 給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

参考リンク

制度改正の内容について



(国税庁ホームページ)

eLTAXの利用方法について



(eLTAXホームページ)

給与情報のマイナポータル連携



(国税庁ホームページ)

【参考資料（個人住民税特別徴収税額通知（電子データ）関係）】

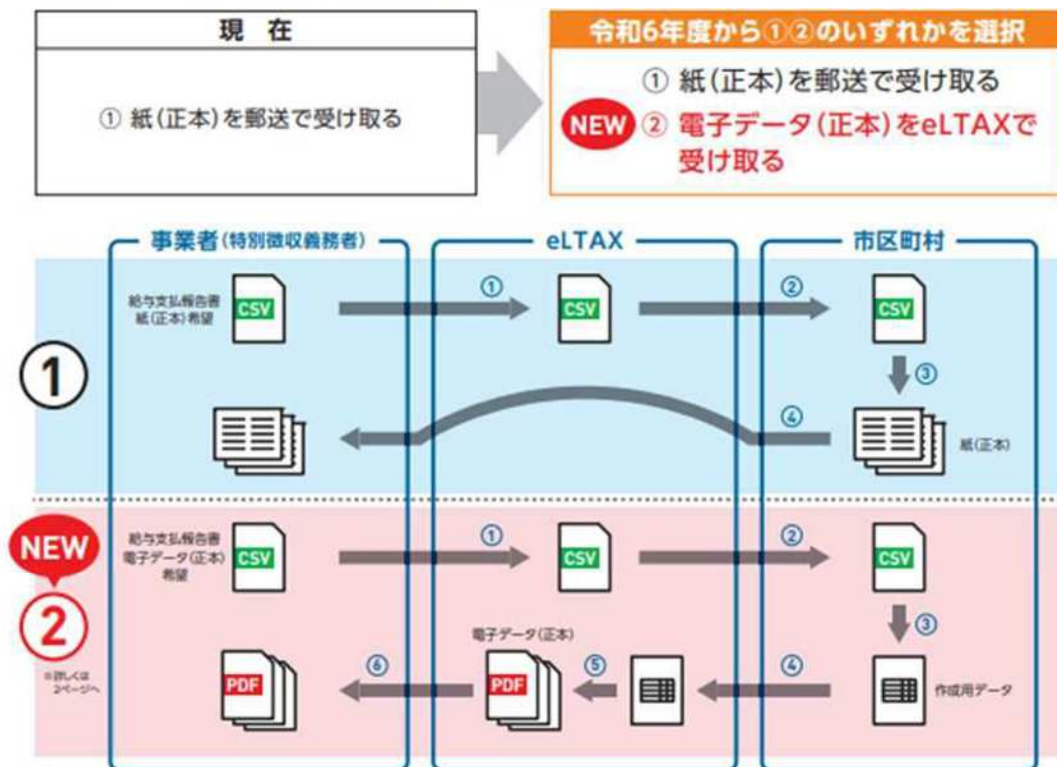
1 枚目／4 枚

令和6年度から

個人住民税の 特別徴収税額通知の 受取方法が変わります！

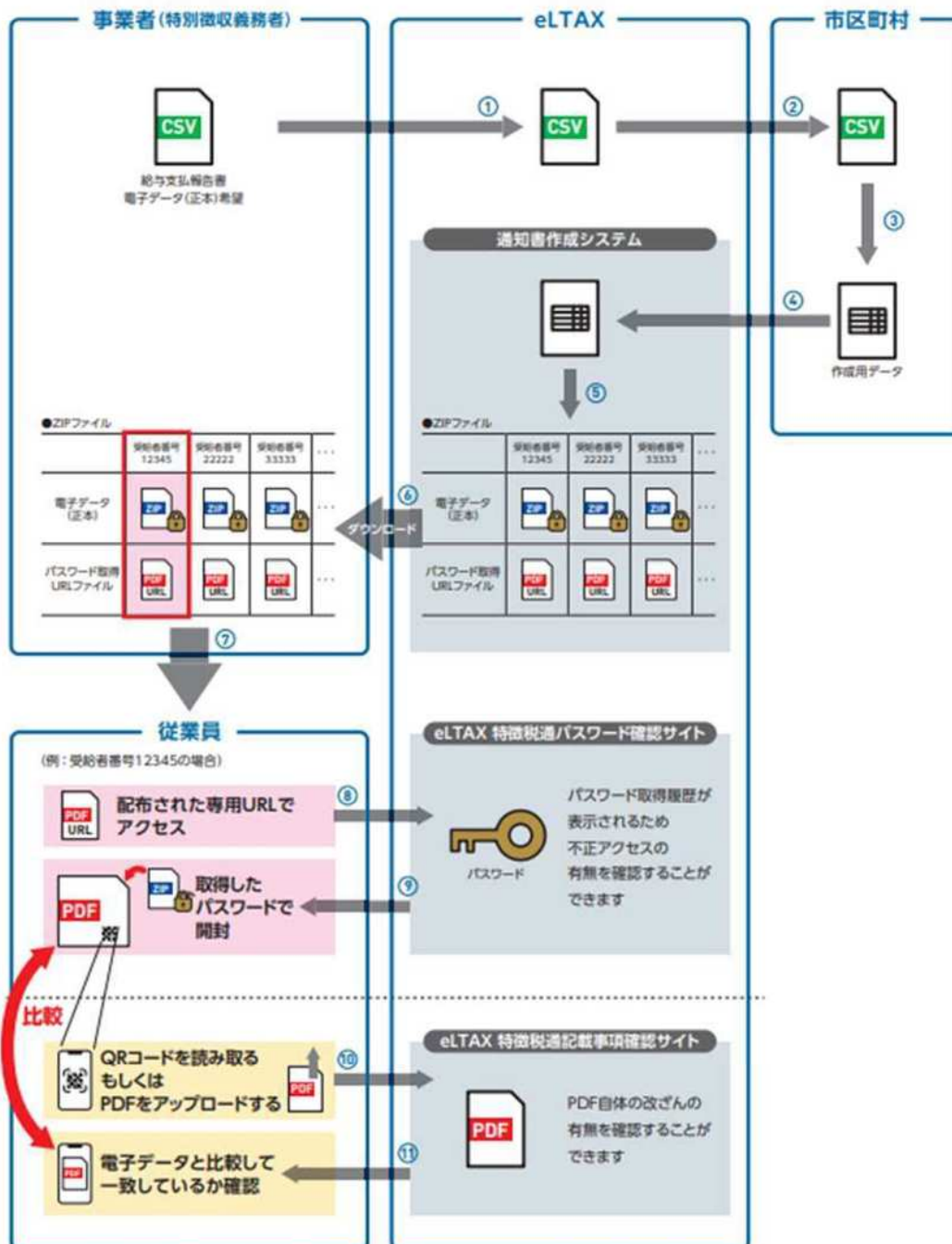
1 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ（正本）での受取が始まります。

- ・電子データでの受取を選択できるようになります。
- ・電子データでの受取のためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。



特別徴収税額通知(納税義務者用)作成のイメージ

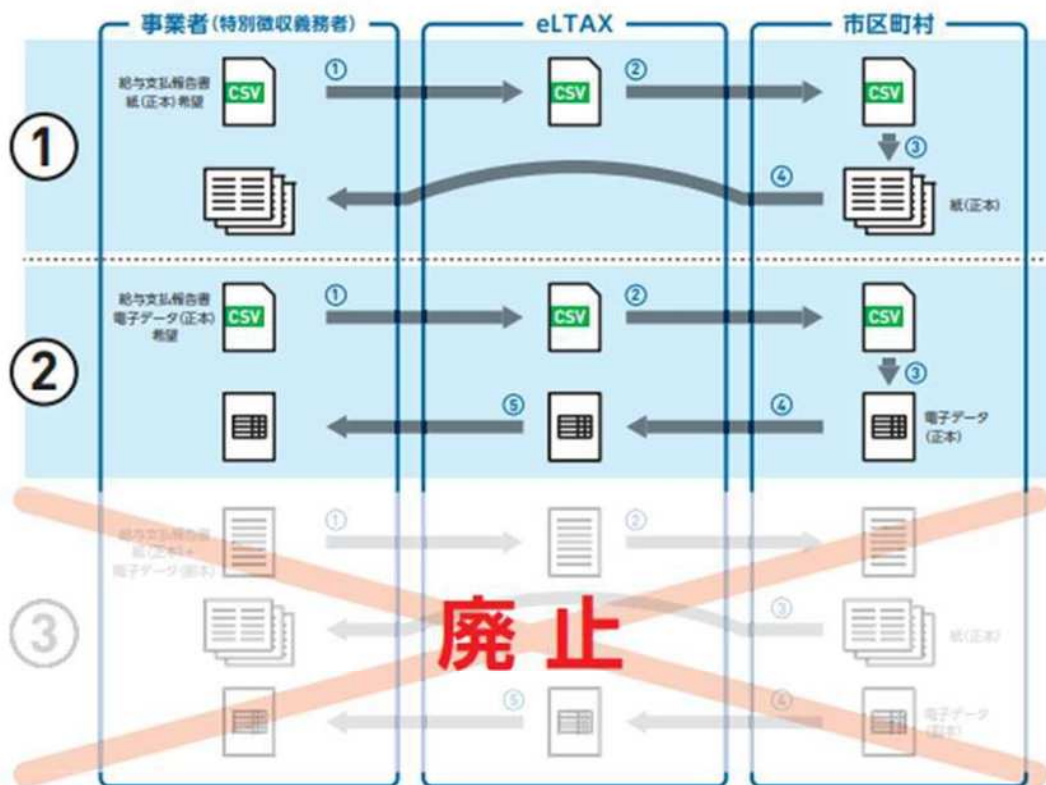
- ・ZIPファイルでダウンロードすることができます。
- ・従業員(納税義務者)は開封するためにパスワードが必要です。
- ・真正性の確認をすることができます。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

2 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データ(副本)が廃止されます。

- ・「電子データ(副本)と紙(正本)」での受取はできなくなります。
- ・「電子データ(正本)」又は「紙(正本)」どちらかでの受取になります。



3 全ての市区町村に電子通知への対応が義務化されます。

- ・原則として、全ての市区町村から電子データで通知が受け取れます。

よくあるご質問

◆ 納税義務者用

Q 電子データでの受取は、義務ですか？

A 電子データでの受取は義務ではありません。給与支払報告書を提出する際に、電子データでの受取を希望した場合は、電子データでの受取が可能となります。

Q 電子データでの受取の申出は、いつ、どのようにすれば良いですか？

A eLTAXを通じて給与支払報告書を提出する際に、受取方法を選択します。

Q 受取方法は従業員毎に電子データか書面かを選択できますか？

A 従業員毎に受取方法を選択することはできません。一律に受取方法を選択する必要があります。

Q 電子データはどうやって従業員に配布すれば良いですか？

A 原則として、電子的な方法で配信していただきます。具体的には、社内システムやメールでの配布が考えられます。

Q 工場勤務者など社内システムやメールでの配布が難しい従業員がいる場合は、どうすれば良いですか？

A 媒体(USBメモリ等)での配布や、従業員に代わって給与事務担当者等が印刷して配布する方法が可能とされています。

Q 従業員に代わって給与事務担当者等が通知書を印刷すると、内容を開覧することになりますが問題ないですか？

A 従業員の通知書記載情報を本人に代位して取り扱うこととなりますので、本人の同意を得た上で通知書のパスワードを取得、パスワード付ZIPファイルを復号の上、PDFファイルを印刷し、印刷物が第三者に閲覧されないように適切に封入、封緘するなどの秘匿措置を取っていただくことが必要になるものと考えられます。

◆ 特別徴収義務者用

Q 電子データと書面の両方の受取はできなくなるのですか？

A 両方の受取はできなくなります。電子データ(副本)は廃止することとされました。

Q 従業員用が電子化されるようですが、会社用の電子データも形式が変更されるのですか？

A 会社用の電子データに変更はありません。



eLTAXホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp>



特徴税通(納税義務者用)
特設ページ
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>



【参考資料（^{ジー}GビズID^{アイディー}ログイン機能※関係）】

GビズIDとは？
デジタル庁発行の事業者向けIDです

GビズIDは、事業者を対象とした
共通認証システムです。
アカウントを作成すると、
複数の行政サービスにログインでき
業務上の電子届出や申請に使用できます。

申請 届出 その他手続き

例えば…
社会保険の手続き
業務上の書類手続き
補助金申請/検案 など

GビズID → 行政サービス

オンラインで最短即日
作成できます

法人または個人事業主の
すべての方が対象です

アカウントは無料で
作成できます

※ e-Taxにも将来的に実装される予定（時期未定）

[GビズIDとは | GビズID\(法人・個人事業主向けアカウント\) | デジタル庁](https://pr.gbiz-id.go.jp/)

<https://pr.gbiz-id.go.jp/>

税理士の皆さまへ

相続税e-Tax をご利用ください

相続税e-Taxを利用する場合の7つのポイントを裏面で紹介

相続税e-Taxが便利！！



相続税の申告の **約7割** がe-Taxを利用！

※令和8年3月末現在の利用率です。

相続税のe-Tax申告は、手続き簡単でメリットたくさん！

複数人分の
利用者識別番号を
一度に確認できます！



委任関係の登録を行っ
た相続人のマイページ
情報から「贈与税申告
情報」等を確認できま
す！



ペーパーレス
ですっきり！

／郵送料や印刷代削減／

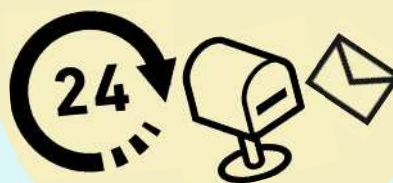


添付書類を
PDFで送信

未成年者、非居住者
に係る申告等データ
も代理送信可能！



申告書の提出日時など、
提出状況を受信通知か
ら確認できます！



※メンテナンス時間
を除きます

「相続税e-Tax特設サイト」をご活用ください！

- 相続税e-Taxに関するFAQや、利用者識別番号の確認方法など、参考となる情報を国税庁ホームページに掲載しています。

Check!

閲覧は
こちらから

相続税e-Tax
特設サイト



ページ14

相続税e-Taxを利用する場合の 7つのポイント

申告書作成前の相続人への説明時

① 相続人の「利用者識別番号」を確認

- 利用者識別番号が不明な場合は「**変更等届出書**」をe-Tax送信
- 利用者識別番号の有無等を税務署又は業務センターから税理士に**電話**で連絡
 - ※ パスワードリセットしなくても確認できます。



「変更等届出書」
の入力方法

② 相続人に「委任関係の登録」について説明

- e-Tax上で「**委任関係の登録**」を実施
 - ※ 「委任関係の登録」により相続人のe-Taxマイページ情報やメッセージボックスなどの参照権限が税理士に付与されます。



委任関係の
登録方法

相続税申告に必要なとなる資料の収集時

③ 相続人のマイページ情報から「贈与税申告情報」を確認

- 委任関係の登録を行った**相続人のマイページ情報**を参照
- 「贈与税関係」メニューから過去にe-Taxで送信された**贈与税申告情報**を確認



マイページの
贈与税申告情報

※ 令和8年9月下旬(予定)から、**書面提出分も含めた、相続時精算課税の適用状況や申告書の提出状況**などを、確認できるようになります。

④ 収集した書類はPDFで保管

- 相続人から預かった書類や、金融機関などから収集した書類はスキャンして**PDFで保管**

相続税申告のe-Tax送信時

⑤ 添付書類はイメージデータ (PDF) で送信

- イメージデータ (PDF) は**グレースケール**でも送信可能
- 1回の送信で**14MB**まで送信が可能 (合計11回: 最大154MBの送信が可能)



イメージデータで
送信可能な添付書類

⑥ 申告書の提出状況はe-Taxの受信通知で確認

- e-Tax受信通知画面から**申告書の提出状況**を確認
- 申告書の提出日時は**いつでも確認**が可能
 - ※ メンテナンス時間は除く。

相続税の納付時

⑦ 相続税の納付もキャッシュレス

- キャッシュレス納付なら税務署や金融機関等の**窓口に行く必要なし**
- 税理士が納税者に代わって**ダイレクト納付**の手続を行うことが可能
 - ※ ダイレクト納付を利用する場合は、**事前に**「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要となります。
登録手続きには約1か月 (e-Taxにより提出した場合は約1週間) 程度要しますので、納付が見込まれる場合には、事前にご準備いただくことをおすすめします。



納付手続の
詳細はこちら

e-Taxの事前準備・送信方法・エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ

- WEBで解決
e-Taxのご利用に当たって、皆さまから寄せられた質問を、e-Taxホームページへ掲載しています。
e-Tax全般に関する質問につきまして、まずは「よくある質問 (Q&A)」をご覧ください。
- 電話によるお問い合わせ
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901
受付時間: 月～金曜日 9:00～17:00 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く)



e-Taxに関する
お問い合わせ先



はじめてみよう

キャッシュレス納付

Go Digital
Go Cashless

(徴収高計算書の送信・ダイレクト納付編)

金融機関や
税務署に
行く必要
なし!

簡単!
便利!

業務
効率化!

非対面で
納付!



国税庁
e-Tax
キャラクター
イータ君

【利用者識別番号の取得がお済みでない方へ】

- ・利用者識別番号の取得 ・ダイレクト納付の方法
 - ・徴収高計算書（源泉所得税）の送信
- を解説しています

【ダイレクト納付の事前準備について】

ダイレクト納付を利用するに当たり、
ダイレクト納付利用届出書が必要です。

個人の方の
詳細はこちら



法人の方の
詳細はこちら



大阪国税局・税務署

STEP 1 利用者識別番号等の取得 1

【e-Taxホームページ】



- ① e-Taxホームページにアクセスし、「ログイン」をクリック



- ② 「初めての方はアカウント作成」をクリック

MEMO

このマニュアルでは、利用者識別番号等をWEBで取得する方法を紹介していますが、そのほかにもマイナンバーカードを使って取得する方法（個人の方）や、「法人設立ワンストップサービス」から取得する方法（法人の方）等があります。

詳細は「1 利用者識別番号の取得」をご覧ください。⇒



STEP 1 利用者識別番号等の取得 2

【利用者識別番号の取得方法】

個人の方

開始届出書を作成する

③ 「開始届出書新規」をクリック

③ 開始届出書（個人の方用）新規

開始届出書（法人用）新規

マイナンバーカードをお持ちの方はこちら

④ マイナンバーカードをお持ちでない方はこちら

開始届出（個人の方用）新規

氏名等の入力

姓（フリガナ） 氏（フリガナ）

姓（漢字） 氏（漢字）

④（個人の方）
「マイナンバーカードをお持ちでない方はこちら」をクリック
氏名等必要事項を入力し、送信すると利用者識別番号、パスワードが即時に発行される。

！ 利用者識別番号・パスワード

所得税や法人税の申告等で、利用者識別番号及びパスワードを既に取得している場合があります。
利用者識別番号が分からない場合で、税理士の関与がある方は、利用者識別番号の有無について、事前に税理士に確認してください。

法人の方

開始届出書を作成する

③ 「開始届出書新規」をクリック

開始届出書（個人の方用）新規

開始届出書（法人用）新規

開始届出（法人用）新規

法人名称等の入力

法人番号

法人名称

組織名称が法人名称の前後どちらに付くか選択してください。

組織名称をリストから選択してください。

④（法人の方）
氏名等必要事項を入力し、送信すると利用者識別番号、パスワードが即時に発行される。

STEP 2 e-Taxソフト（WEB版）へログイン

【利用者識別番号でログイン】

⑤ **ログイン**

⑤ e-Taxホームページにアクセスし、「**ログイン**」をクリック

⑥ 「**個人の方**」又は「**法人の方**」をクリック

個人の方 個人ログイン

以下いずれかの方法でログインできます。

マイナポータル経由 ▼ マイナンバーカード ▼ 利用者識別番号 ▼

⑦ 利用者識別番号

⑦ パスワード

ログイン

⑦ 利用者識別番号及びパスワードを入力し、「**ログイン**」ボタンをクリック

法人の方 法人ログイン

利用者識別番号

⑦ 利用者識別番号

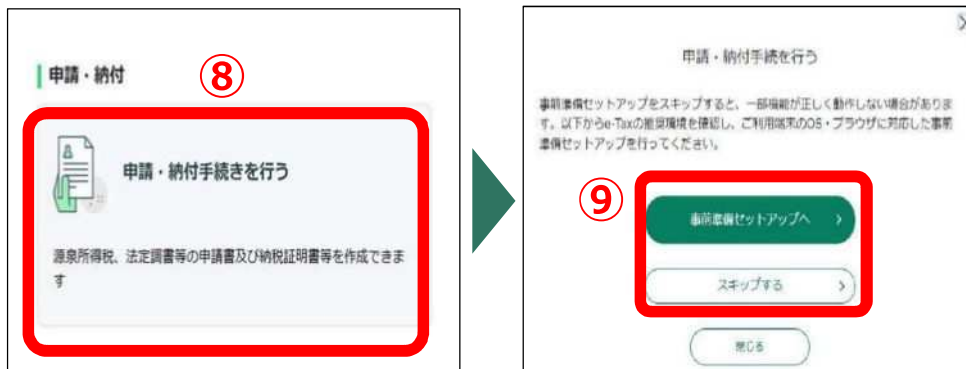
⑦ パスワード

ログイン

⑦ 利用者識別番号及びパスワードを入力し、「**ログイン**」ボタンをクリック

STEP 3 徴収高計算書データの送信手続 1

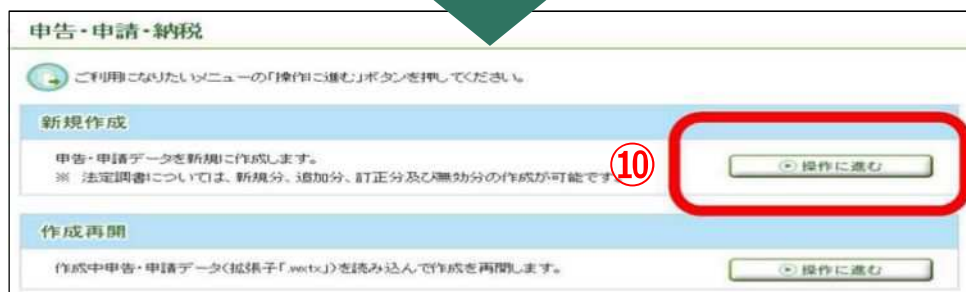
【申請・納付画面】



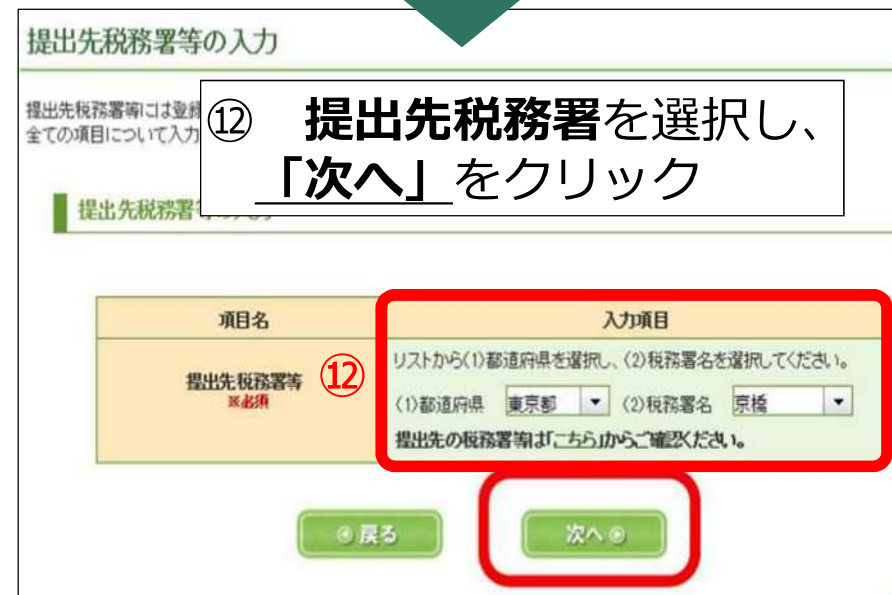
⑧ トップメニューで、「申請・納付手続きを行う」をクリック

⑨ e-Taxの推奨環境を確認し、事前セットアップの必要がある方は、「事前準備セットアップへ」をクリックし、ダウンロードしてください。

セットアップがお済みの方は、「スキップする」をクリックしてください。



⑩ 新規作成の「操作に進む」をクリック



STEP 3 徴収高計算書データの送信手続 2

申告書等の作成 1/2

記載要領等 計算書の作成に当たっての留意事項

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)は2ステップに分けて入力します(1ステップ目)。

1 納期等の区分及び区分の入力

納期等の区分となる源泉所得税及び復興特別所得税の支払年月を入力し、区分を選択してください。
入力完了後、「次へ」ボタンを押してください。

13 納期等の区分 ※必須 令和 6 年 9 月 支払分源泉所得税及び復興特別所得税 (半角数字)

作成	区分	説明
☒	俸給・給料等	俸給、給料、賃金、歳費などの通常の給与のほか、財産形成給付金等のうち給与等の金額とみなされるもの等について記載します。
☐	賞与 (役員賞与を除く。)	役員に対して支払った賞与以外の賞与(使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を含みます。)、又は、必要経費に算入した賞与について記載します。
☐	日雇労働者の賃金	日々雇入れられる者(日雇労働者など)に支払う賃金で日額表の丙欄を適用して 所得税の源泉徴収を行っているものについて記載します。
☐	退職手当等	退職手当や一時恩給(所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金を含みます。) などについて記載します。
☐	税理士等の報酬	弁護士(外国法事務弁護士を含みます。)、税理士、公認会計士、会計士補、計理士、社会保険労務士、企業診断士、司法書士、弁理士、建築士、建築代理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、測量士、測量士補、技術士、技術士補、海事代理士、火災損害鑑定人又は自動車等損害鑑定人の業務に関して支払う報酬・料金について記載します。
☐	役員賞与	法人の法人税法第2条第15号に規定する役員に対して支払った賞与(使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を除きます。) について記載します。

2 支払年月日・人員・支給額・税額の入力

戻る 保存 次へ

- ⑬ 「納期等の区分」へ源泉所得税及び復興特別所得税の支払年月を入力し、「作成」欄にチェックを入力の上、「次へ」をクリック
- ※ 「作成」欄にチェックを入力した計算書のみ、次画面において税額等の入力が可能となります。

STEP 3 徴収高計算書データの送信手続 2

14

申告書等の作成 2/2

記号登録 計算書の作成に当たっての留意事項

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一括)は2ステップに分けて入力します(2ステップ目)。

1 納期等の区分及び区分の入力 (完了)

2 支払年月日・人員・支給額・税額の入力
各区分について、支払年月日・人員・支給額・税額を入力してください。入力完了後、「次へ」ボタンを押してください。

区分	支払年月日 (半角数字)	人員 (半角数字)	支給額 (半角数字)	税額 (半角数字)
徴収-給与等(01)	令和 6 年 9 月 23 日	10 人	2,500,000 円	20,000 円
賞与(役員賞与を除く。)(02)				
日雇労働者の賞与(03)				
退職手当等(04)				
役員土曜の退職(05)				
役員賞与(06)				
			年末調整による不足税額(07)	
			年末調整による超過税額(08)	
			本税 ※自動計算	20,000 円
			延滞税	
			合計額 ※自動計算 ※必須	20,000 円

概要

定型文入力 簡易欄クリア

所得税徴収高計算書用紙の送付の要否

☐ 要 ☒ 否

戻る 保存 次へ

- ⑭ 「区分」欄で該当する計算書を選択し、「支払年月日」、「人員」、「支給額」、「税額」等を入力の上、「次へ」をクリック

STEP 3 徴収高計算書データの送信手続 3

入力内容の確認・訂正 記帳要領書 計算書の作成・送付についての留意事項

入力した内容を確認し、「次へ」ボタンを押してください。また、「確認・変更」ボタンを押下することで住所等の利用者情報の変更を行うことができます。
入力内容の訂正を行う場合は、「戻る」ボタンを押して入力画面に戻り、訂正をしてください。
「印刷」ボタンを押下すると帳票イメージをPDF形式でダウンロードします。

納期等区分		令和 6 年 9 月	
支払分源泉所得税	20,000		
及び復興特別所得税			

項目名	入力内容
提出先税務署等 ※必須	(1) 都道府県 東京都 (2) 税務署名 京橋 提出先の税務署等は「こちら」からご確認ください。
利用者情報	確認・変更

⑮ **次へ**

- ⑮ 入力した内容を確認し、確認の結果、入力内容に誤りがない場合は「次へ」をクリック
※ 入力内容の確認には、「印刷」ボタンをご活用いただくこともできます。

STEP 3 徴収高計算書データの送信手続 4

作成手続の選択 ▶ 手続の作成 ▶ 入力内容の確認・訂正 ▶ 受付システムへの送信 ▶ 送信結果の確認

受付システムへの送信

以下の手続を受付システムへ送信します。

- この手続を利用する場合、受取番号は不要です。受取番号は「受取通知」から入力してください。
- 手続を保存する場合は、この手続には税務代理店として登録してください。
- 送信した手続の受信通知は、受信通知の届納先フォルダから確認できます。

項目名	手続名	氏名又は名称	個人番号又は法人番号	届出先税務署	添付書類	届出年月日

①⑥ 自動ダイレクトを利用しない場合は、入力した内容を再度確認し、「送信」をクリック

フォルダ選択 受信通知の届納先フォルダ 未選択(共通フォルダ) フォルダ選択

戻る 保存 添付書類 送信

受付システムへの送信

手続「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)」を受付システムへ送信しますか?

①⑦ 「はい」をクリック

はい いいえ

即時通知の確認

送信が完了しました。

送信した以下の申告書の即時通知が、受信通知として届きます。

- 申告の結果、正しくないと判断された場合は、必ず「受信通知」を確認してください。
- 「受信通知」の確認方法は、受信通知の届納先フォルダから確認できます。
- 即時通知を確認する方法は、受信通知の届納先フォルダから確認できます。

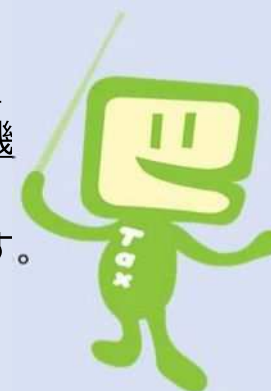
納税額がある方で、自動ダイレクトを利用せず、ダイレクト納付を利用する場合は、STEP 4 ダイレクト納付手続 1 (P.11) へ進む

！ 「自動ダイレクト」とは

e-Taxの申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができるようになります。自動ダイレクトをご利用の場合の口座引落日は、各申告手続の法定納期限となります。

なお、法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落としされます。

即時に納付したい場合や、法定納期限より前に納付したい場合は、チェックを付けずに、受信通知（納付区分番号通知）から納付してください。



STEP 4 ダイレクト納付手続 1 - 自動ダイレクトを利用して納付 -

【自動ダイレクトを利用する場合】

作成手続の選択 ▶ 手続の作成 ▶ 入力内容の確認・訂正 ▶ 受付システムへの送信 ▶ 送信結果の確認

✿ 受付システムへの送信

以下の手続を受付システムへ送信します。

- この手続を利用する場合、手続を保存する場合は、この手続には税務代理権が与えられています。
- 送信した手続の受信通知が、受信システムから送信されます。

項目名	内容
手続名称	給与所得等所得税徴収高計算書(一般)
氏名又は名称	
個人番号又は法人番号	
提出先税務署	
添付書類	
提出年月日	

✿ 自動ダイレクト

本手続は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは、

☒ 私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落としにより納付します

利用番号	引落日	納付金額	引落口座
1234123412341234	令和6年10月10日	20,000円	国税銀行 東京営業部 普通預金 333333

✗ 口座の選択・変更

フォルダ選択 受信通知の格納先フォルダ フォルダ選択

未選択(共通フォルダ) (○)フォルダ選択

戻る 保存 添付書類 送信

Copyright (C) 国税庁

⑮-1 「自動ダイレクトを利用する」にチェックを付し、「送信」をクリック

※ ダイレクト納付に複数口座の登録がある場合は、事前にマイページで設定した口座(設定していない場合は、空欄)が表示されるので、確認の上、変更がある場合は、「口座の選択・変更」をクリックして口座を変更してください。マイページで口座を設定していない場合、毎回口座を選択する必要があります。

自動ダイレクトの実行確認

「申告された納付額について、自動ダイレクトによる引落を行う」にチェックがあるため、法定納期限当日(法定納期限当日に申告された場合は、法定納期限の翌営業日)に自動的に口座引落しが行われます。よろしいですか?

※ 口座引落しの前、口座引落しができな

はい いいえ

⑮-2 「はい」をクリック

受付システムへの送信

手続「給与所得等所得税徴収高計算書(一般)」を受付システムへ送信します。

はい いいえ

⑮-3 「はい」をクリック

即時通知の確認

送信が完了しました。

送信した以下の手続について、この即時通知

- 審査の結果、必ず「受信通知」が送信されます。
- 即時通知を紙で出力する場合は、「印刷」ボタンを押してください。電子ファイルで保存する場合は、「保存」ボタンを押してください。

STEP 4 ダイレクト納付手続 3 (P.15) へ進む

STEP 4 ダイレクト納付手続 1 – 自動ダイレクトを利用せずダイレクト納付で納付 –

【「即時通知」画面から「受信通知（納付区分番号通知）」にアクセスする場合】

即時通知の確認

✓ 送信が完了しました。

送信した以下の申告・申請データは現在審査中です。

この即時通知は再表示できませんので、必要に応じて、印刷又は保存を行ってください。

- 審査の結果、正常に受け付けられない場合があります。
必ず「受信通知の確認」ボタンを押して、申告・申請データの送信結果をご確認ください。
- 「受信通知の確認」ボタンを押しても受信通知が表示されない場合は、送信結果・お知らせメニューより送信結果をご確認ください。

①⑨-1 「**受信通知の確認**」をクリック

利用者識別番号(送信者)	1234123412341234
受付日時	2024/10/08 18:49:52
受付ファイル名	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般）.xlsx
受付番号	20241008184952963519
エラー情報	

印刷 保存 **受信通知の確認** メインメニュー

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容

①⑨-2 「受信通知（納付区分番号通知）」が表示される。

⇒ 今すぐに納付される方は、
STEP 4 ダイレクト納付手続 2（P.13）へ進む

⇒ 納付日を指定して納付される方は、
STEP 4 ダイレクト納付手続 2（P.14）へ進む

代表者等氏名	代表太郎
受付番号	20241008184952963519
受付日時	2024/10/08 18:49:52

STEP 4 ダイレクト納付手続 1 – 自動ダイレクトを利用せずダイレクト納付で納付 –

【参考：「メッセージボックス」から「受信通知（納付区分番号通知）」にアクセスする場合】



③ 「受信通知（納付区分番号通知）」が表示される。

⇒ 今すぐに納付される方は、
STEP 4 ダイレクト納付手続 2 (P.13) へ進む

⇒ 納付日を指定して納付される方は、
STEP 4 ダイレクト納付手続 2 (P.14) へ進む

STEP 4 ダイレクト納付手続 2

【今すぐに納付される方】

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

納付手続の重複にご注意ください

選択された納付手続が完了しないまま、本画面または別ウィンドウ（外部サイト）において、別途、納付手続をされた場合、二重に納付されるおそれがありますのでご注意ください。

利用者識別番号 1234123412341234

②①-1 受信通知の「今すぐに納付される方」をクリック

各種手続・サービス

ダイレクト納付

届出をした預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

今すぐに納付される方

納付日を指定される方

ダイレクト納付（今すぐ納付）

ダイレクト納付を行います。
納付内容を確認の上、引き落とし口座を指定してください。

②①-2 預貯金口座を選択し、
「上記内容を全て確認しました」
にチェックし、「納付する」を
クリック

納付先	京橋税務署
税目	源泉所得税及償還特別所得税
申告区分	
課税期間（日）	令和06年09月

必須 引き落とし口座

☐ 国税銀行東京営業部（普通預金）3333333

☐ イータックス銀行大阪営業部（普通預金）2222222

☐ 上記の内容を全て確認しました。

納付する >

STEP 4 ダイレクト納付手続 2

【納付日を指定される方】

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

！ 納付手続の重複にご注意ください

選択された納付手続が完了しないまま、本画面または別ウィンドウ（外部サイト）において、別途、納付手続をされた場合、二重に納付されるおそれがありますのでご注意ください。

利用票識別番号

1234123412341234

②1-1 受信通知の「納付日を指定される方」をクリック

各種手続・サービス

ダイレクト納付

届出をした預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

今すぐに納付される方

納付日を指定される方

ダイレクト納付（納付日指定）

ダイレクト納付
納付内容を確認

②1-2 預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、「上記内容を全て確認しました」にチェックし、「納付する」をクリック

必須 引き落とし口座

☐ 国税銀行東京営業部 （普通預金） 33333333

☐ イータックス銀行大阪営業部 （普通預金） 22222222

必須 納付日

年 月 日

！ 注意事項

納付日は、納期限までの日を指定します（納期限の日が土日祝日に当たるときは、翌開庁日が納期限となります）。
納付日に、土日祝日と12月29日～1月3日を指定することはできません。

☐ 上記の内容を全て確認しました。

納付する

STEP 4 ダイレクト納付手続3

【受信通知（ダイレクト納付完了通知）】

- ② 口座引落とし手続の実施後、金融機関から連絡される引落とし結果をメッセージボックスに格納

②②

受信通知（ダイレクト納付完了通知）

通知内容

ダイレクト納付による登録口座からの引き落としが完了しました。

利用者識別番号	1234123412341234
氏名（名称）	株式会社 国税商事
受付番号	20241008184952963519
納付年月日	2024/10/10
納付先	京橋税務署
税目	源泉所得税及復興特別所得税
申告区分	
課税期間	自 令和06年09月 至
金融機関	国税銀行東京営業部
納付金額	20,000円

- ☑ 引落としが完了した場合、受信通知（納付区分番号通知）においても納付完了に表示を更新
- ☑ エラー通知が格納された場合、エラーの理由解消後、受信通知（納付区分番号通知）から再度ダイレクト納付が可能
- ☑ 利用者情報にメールアドレスを登録すれば、結果通知格納時に、登録アドレスへ通知を格納した旨を連絡

(参考情報) e-Taxに関する質問と地方税ポータルシステム

e-Taxの事前準備、送信方法、エラー解消などについて

①「よくある質問Q&A」で解決

e-Taxのご利用に当たって、皆様から寄せられた質問をe-Taxホームページに掲載しています。

パソコン等の推奨環境、e-Taxソフトの操作に関するご不明な点など、e-Tax全般に関する質問につきまして、まず、こちらをご覧ください。

詳しくは
こちら



②「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」で解決

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせに電話で対応する専門窓口(税務相談等を除く。)として、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクを設置しております。

ナビダイヤル

(全国一律の通話料金)

0570-01-5901

月曜日～金曜日 9時から17時

※休祝日及び12月29日～1月3日を除く。

詳しくは
こちら



個人住民税(特別徴収分)もキャッシュレス納付が便利です！

地方税ポータルシステム (eLTAX) 個人住民税 (特別徴収分)

eLTAXで個人住民税(特別徴収分)をキャッシュレスで納付することができます。

詳しくは
こちら



(eLTAXホームページ) 316

e-Tax申告法人の 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、**添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）**を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の **4社に3社** が、ALL e-Taxです。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**
◇勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「**国税庁動画チャンネル**」に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube
「**国税庁動画チャンネル**」



国税庁 法人番号7000012050002

令和6年10月

Check



財務諸表データの作成方法

「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応

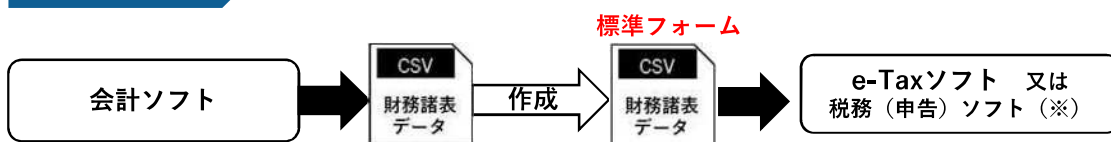
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

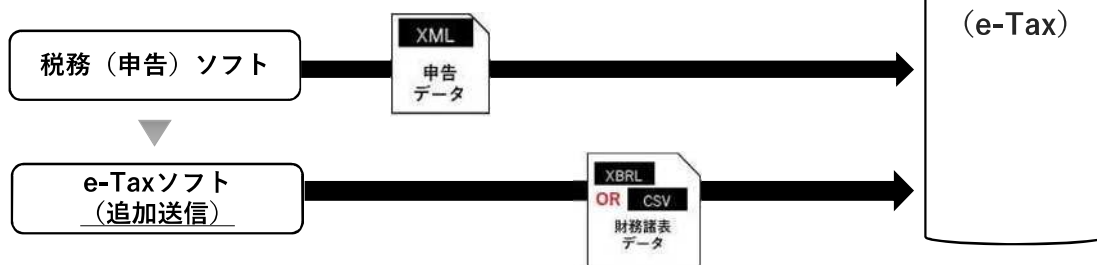


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信

